

ハイライト:

- ・11月27日に公布された改正証券税制の再改正事項を説明します
- ・高額療養費が変わりました

2002年12月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶 1

上場株式等を売却した
場合の株式等譲渡
益課税の一部見直し 1
高額療養費制度の改
正事項 2

ご挨拶

今年も残りわずかとなりましたが、皆様のこの1年はどのような年だったのでしょうか？

今回の11号では、前号で紹介した改正証券税制がまた一部改正となりましたので、急遽その内容を取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら
ご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。

公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦

公認会計士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



上場株式等を売却した場合の株式等譲渡益課税についての一部見直し

現行の株式譲渡益課税が複雑で使いにくいという批判に応え、平成14年11月27日に、租税特別措置法施行令の一部を改正する制令が公布されました。この結果、平成15年1月1日から適用される「上場株式等を証券会社を通じて売却した場合の株式譲渡益課税制度」は次のように変わりましたのでご注意ください。(改正点は太字+アンダーライン部分です)

	内容	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年～
申告分離課税の暫定税率	税率を所得税7%、住民税3%とする				(税率10%)	→			
取得費の特例	実際の取得価額に代えて、13年10月1日の終値の80%相当額を取得費とすることができる	(平成13年9月)	月末以	前に	取得し	ていた	分)	→	(22年まで)
100万円特別控除	譲渡所得の金額から100万円控除できる	(1年超保	有株	式の	譲渡に	ついて)			
特定上場株式等の非課税制度	購入価額1,000万円に達するまでの売却による所得を非課税とする	(購入)		(保	有)		(譲	渡)	

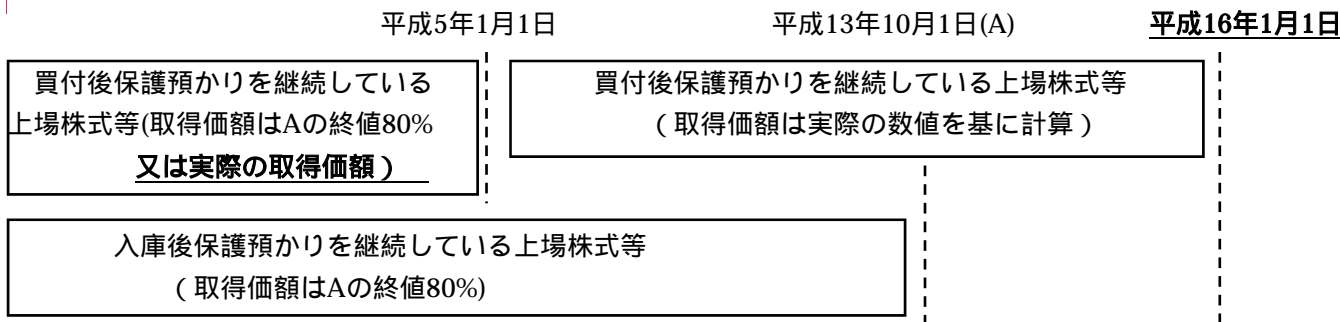
上記の特例の適用に当たって、株式交換または株式移転により取得した上場株式等については、旧株の取得時期を引き継ぐものとされます。

特定口座への受入

従前の制度では、保護預かりされている上場株式等の特定口座への受入は、平成14年12月末日に一括して行われることになっていましたが、受入可能期間を1年間延長し、平成15年1月1日から12月31日までの間に特定口座開設届出書を提出して、口座を開設する場合には、その特定口座の開設日の前日までに保護預かりされている上

場株式等も特定口座へ受入できることとされました。

< 特定口座制度の概要 >



また従前は 平成4年12月31日以前に証券会社を通じて取得し、引き続き保護預かりされていた上場株式等については、一律に取得価額を平成13年10月1日の終値の80%として特定口座に受け入れることとされていましたが、この上場株式等について証券会社が保有する帳簿にその取得年月日・取得価額の記載または記録がある場合には、その帳簿に記載または記録されている取得年月日・取得価額により特定口座へ受入ができることになりました。

今後見直しが予定されている事項としましては、以下のものがあります。

特定口座における源泉徴収方法の見直し～源泉徴収を毎月行う現行の仕組みを、年間分を一括して源泉徴収を行う仕組みに変える(月々の源泉徴収税の取られすぎが解消し、還付申告の手間が省けます)

個人住民税における取扱いの改善～個人住民税における配偶者控除等の適用判定に際し、上場株式等の売却による所得についてはその判定基準である合計所得金額に算入しないこととする

高額療養費が変わりました

平成14年10月1日より医療費の自己負担限度額が以下のように変わりました。1か月に下表以上の金額を支払った場合には、申請をして還付を受けましょう。

< 1ヶ月当たりの自己負担額 - 70歳未満の人 >

所得区分	改正前		改正後	
	～14年9月	14年10月～15年3月	14年10月～15年3月	15年4月～
上位所得者 (標準報酬月額が56万円以上)	121,800円 + (医療費 - 609,000円) * 1% [70,800円]	139,800円 + (医療費 - 699,000円) * 1% [77,700円]	139,800円 + (医療費 - 699,000円) * 1% [77,700円]	139,800円 + (医療費 - 466,000円) * 1% [77,700円]
一般	63,600円 + (医療費 - 318,000円) * 1% [37,200円]	72,300円 + (医療費 - 361,500円) * 1% [40,200円]	72,300円 + (医療費 - 361,500円) * 1% [40,200円]	72,300円 + (医療費 - 241,000円) * 1% [40,200円]
非課税世帯	35,400円 [24,600円]	35,400円 (変更無し) [24,600円]		

* []内は多数該当(同一世帯で年4ヶ月以上高額療養費の払い戻しを受けた時の4か月目からの額)です。

そのほか、1件当たりでは自己負担限度額に達しないものが2件以上ある場合等に、1ヶ月当たり1件当たり30,00円以上の自己負担があった場合に合算して高額療養費の判定ができる仕組みでしたが、この合算基準額が21,000円に引き下げられています。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市岸町

7 - 9 - 19

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

Email nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp